



アメリカにおける労働者協同組合法について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 浜松医科大学 公開日: 2013-08-27 キーワード: worker cooperative law, employee cooperative law, membership share, capital stock, internal capital account 作成者: 多木, 誠一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/244

アメリカにおける労働者協同組合法について

多木 誠一郎

(法学)

On the Worker Cooperative Laws in the United States

Seiichiro TAKI

Law

Abstract: This article examines the worker(employee) cooperative laws in the United States, especially the Massachusetts Employee Cooperative Corporations Act and mirror acts. The Massachusetts Act is the first corporate governance act designed exclusively for worker cooperatives, and could be located as the model act. In order to make the features of the worker cooperative laws in the United States clearer, these laws are compared with the stock corporation laws, the various cooperative laws, and the Worker Cooperative Act(draft) in Japan.

Key words: worker cooperative law, employee cooperative law, membership share, capital stock, internal capital account

はじめに

わが国では労働者協同組合 (worker co-operative; employee cooperative) が最近注目されつつある。高齢化社会に必要とされるケア事業の担い手として、あるいは大量失業時代における雇用創出機能に期待が寄せられている。このような状況の中で、労働者協同組合の経営体としての特質について考察する商法学者もある⁽¹⁾。目を外国に向けると、欧米各国では労働者協同組合が活発に活動している。法制面では統一協同組合法ないし協同組合基本法を有しており、労働者協同組合を含むあらゆる種類の協同組合が協同組合という法形式で設立できる国が一般的である。中には労働者協同組合についての特別の規定を有する国もある。これに対しわが国の協同組合法制は、組合員・事業種

類別の分立法制であり労働者協同組合には固有の法制がない。労働者協同組合の中には法人格を取得すべく、他の法形式—例えば株式会社・有限会社・既存の各種協同組合—を便宜的に利用している場合も少なくない。このような法的状況において労働者協同組合の設立を促進すべく、欧米各国のような固有の法を制定すべきであるという意見も出されている。例えば民間のシンクタンクである協同総合研究所は、「労働者協同組合法案」を独自に作成している⁽²⁾。

わが国では欧米各国の（労働者）協同組合法については、イギリス・スペイン・イタリア・カナダに関して比較的詳細に研究がなされている。しかし外国法研究の対象として最も一般的であり、実際にもわが法に大きな影響を与えているアメリカ法については、ほとんど研究されていない。そこで本稿ではアメリカにおける労働者協同組合法について紹介するとともに、ささやかな考察をする。とりわけマサチューセッツ州労働者協同組合法（以下、「〇〇州労働者協同組合法」を「〇〇州法」と略称することもある）—及びその影響を受けて制定された諸州の法—を中心に取り上げる。なぜならマサチューセッツ州法はアメリカで初めて制定された労働者協同組合法であり、模範法の位置付けもなされているからである。考察に際しては、アメリカの労働者協同組合法の特徴を一層浮き彫りにすべく、わが株式会社法・協同組合諸法・労働者協同組合法案を比較の視座に据える。なぜなら株式会社は最も代表的な企業形態であり、これまで多くの研究がなされてきている。また協同組合諸法に定められている各種協同組合—とりわけ労働者協同組合と同じく生産（協同）組合（producer's co-operative; Produktivgenossenschaft）に分類される企業組合⁽³⁾—との異同を明らかにすることによって、協同組合全体における労働者協同組合の位置付けが明らかになる。上記労働者協同組合法案は民間団体が作成したものであるが、そこにはわが国で考えられている労働者協同組合の組織設計に関する理想像が描かれているからである。

第1章 アメリカにおける協同組合法

アメリカでは連邦と州が独自の法域を有しているが、協同組合の組織に関する規整は主として州法によってなされている。州によって協同組合法のあり方は異なるが、ドイツやイギリスと同様に統一協同組合法を有する州とわが国や韓国と同様に分立協同組合法を有する州に区分しうる。統一協同組合法を有する州では、同法に基づき労働者協同組合を設立することも本来的に可能なはずである。しかしアメリカにおける協同組合法は主として農業協同組合を念頭に置いて定められている。第二次的には消費者協同組合・住宅協同組合が念頭に置かれている⁽⁴⁾。そのため各州の協同組合法は必ずしも労働者協同組合の設立・運営にとって相応しいものとはなっておらず、労働者協同組合法が定められる前には、協同組合のみならず他の法形式が利用されていた。例えばパートナーシップ・非営利法人（not-for-profit corporation）という法形式も利用されるが、事業法人ないし会社（business corporation）が最も機能的であると考えられていた。現在でも、労働者協同組合法を有する州を含め、他の法形式とりわけ会社という法形式を利用している労働者協同組合も少なくないという⁽⁵⁾。他の法形式を便宜的に利用するという点では、わが国の現況と類似している。確かに事業法

人法は柔軟 (flexible) であるため、定款自治の範囲内で労働者協同組合の組織設計も可能である⁽⁶⁾。しかし Ellerman/Pitegoff は、大略以下のように問題点を指摘する。労働者協同組合としての緻密さ (precision) や法的確実性 (legal credibility) を欠いている。法人名には「協同組合 (co-op; co-operative)」という語を用いることはできない (マサチューセッツ州協同組合法 8 条)。小規模協同組合に認められている、州レベルにおける証券登録の自動的な免除を受ける資格がない (マサチューセッツ州統一証券法 402 条 (a) 項 (12))。制定法に明確に典拠を有することによって与えられる正当性 (legitimacy) が欠けている⁽⁷⁾、と。

上記問題点を克服する新たな労働者協同組合法が、アメリカで初めて制定されたのは 1982 年マサチューセッツ州においてである。同州に続いて、コネチカット・ニューヨーク・オレゴン・ワシントン・ペンシルバニア・アラバマ・メイン・ヴァーモント等の各州で、マサチューセッツ州法型の労働者協同組合法が制定された。それゆえマサチューセッツ州法は、模範法としての位置付けがなされる⁽⁸⁾。労働者協同組合法の制定によって労働者協同組合の設立が促進され、これによって以下のような効果が得られることが期待された。①仕事に対する満足感を従業員に与え、②生産性を高め、③労働による成果を従業員に完全に帰属させ、④あらゆる経済分野における雇用を創出し、⑤地域経済に安定をもたらす、⑥州外への資本・労働の移動を抑制するという効果である (ニューヨーク州法 80 条参照)⁽⁹⁾。マサチューセッツ州型法の条文数は事業法人法のそれと比べて僅かである。例えばマサチューセッツ州では事業法人法は 64 条から構成されているのに対し、労働者協同組合法は 11 条にすぎない。上記各州法の中で最も詳細であるペンシルバニア州法でさえも、削除されずに残っている条文数は 26 条のみである。

このように簡素であるのは、法人としての基本的事項は詳細に定められている事業法人法に依拠し、労働者協同組合の特質のみを別に法定するという手法を採用したからである。そのため労働者協同組合法に特別の定めがなされていない場合には、事業法人法の規定が一般に適用される (マサチューセッツ州法 3 条。同旨、ニューヨーク州法 84 条 1 項、メイン州法 1973 条)。例えば設立手続き、役員・理事会の権限については、事業法人におけるのと原則として同じである。この点わが協同組合諸法が民法・商法等他の法人法の規定を一般的に準用するのではなく、項目ごとに民法・商法等を準用するという形式をとっているのと対照的である。それではマサチューセッツ州法は、事業法人法や他の協同組合法と比べて如何なる特徴があるのか。言い換えると労働者協同組合法に明定されている事項は何か。一言で述べると、スペインのバスク地方に本拠を有する著名なモンドragon 協同組合 (Mondragon Cooperative Corporation) で発達した制度を大幅に取り入れている点の特徴である⁽¹⁰⁾。第一に、組合員 (社員) たる地位である。組合員たる地位を取得しうるのは、当該労働者協同組合で労務を提供する者 (従業員) のみである。反対に労務を提供する者は、組合員たる地位を有していなければならない。組合員 = 従業員 (労働者) という意味での一体性が原則である。第二に、管理運営への組合員参加である。株式会社では出資額 (持株数) が、管理運営への参加度合いを定める基準になる。これに対し労働者協同組合では、国際協同組合同盟の定める世界的規模で

認められている協同組合原則に基づき、協同組合的な民主的原理に基づく。各組合員＝従業員に平等の議決権（1票）が配分される⁽¹¹⁾。第三に、経営成果の組合員への分配である。株式会社では出資額が、他の協同組合では事業利用分量や出資額が分配の基準になる。これに対し労働者協同組合では従事分量に基づいて分配がなされる。第四に、資本構造である。内部資本勘定と共同（集団）積立金勘定という独特の資本勘定について定められている。これが、組合員たる地位に基づき有する諸権利の束（bundle of rights）から「純財産に対する権利」を分離するための素地となる⁽¹²⁾。第五に、税法上の恩典との関係である。これはモンドラゴン協同組合とは直接の関係はないが、連邦内国歳入法Subchapter Tに合致して税制上の恩典を享受しうる剰余金分配手続きがマサチューセッツ州法に定められている。以下では以上5点のうち、税法上の特徴である第5点を除く企業法上の4つの特徴について考察する。

第2章 組合員たる地位

第1節 取得

労働者協同組合に加入して組合員になる、言い換えると労働者協同組合の組合員たる地位を取得するにはどのような手続きを履践しなければならないのか。マサチューセッツ州法は、以下のように定めている。「組合員（member）」とは、組合員になること（membership）を承諾（acceptance）され、かつ労働者協同組合によって発行された組合員出資（membership share）⁽¹³⁾を所有する（own）自然人である（同法2条。同旨、アラバマ州法10-14-2条5項、ヴァーモント州法1082条3項、ニューヨーク州法81条2項、メイン州法1972条2項）。組合員たる資格を有する者による加入申込みを組合が承諾し、その者が出資をなすという手続きが必要とされる。わが協同組合諸法・労働者協同組合法案とほぼ同じである。

一 組合員たる資格

労働者協同組合は、組合員と労務提供者－従業員・労働者・従事者－が一致するのが理念型である。生産協同組合に共通する特質である。組合員は組合で労務を提供する必要があるし、逆に労務を提供する者は組合員でなければならない。法人その他の団体のように肉体を有しないものは、それ自体では労務の提供をなしえないため組合員になれない。この点で資本出資者の集まりである株式会社と異なる。①自然人、②労務提供者という2点が、組合員たる資格である⁽¹⁴⁾。組合員たる資格として自然人であることを要求するのはわが協同組合諸法にも見られる。例えば消費生活協同組合法は「消費者」という自然人を組合員たる資格とする（生協14条1項-3項）。企業組合法では、「個人（自然人）」が組合員たる資格である（中協8条6項）。マサチューセッツ州法は理念型に忠実に従い、組合員になれる者を自然人に限定している。上記②についてデラウェア州法では実際上の必要性が考慮されたのであろう、組合員の過半数は従業員でなければならないと定め（同法1403条（a）項）、半数未満の範囲で労務を提供しない組合員を許容している。わが企業組合法もデラウェア

州法と同じ態度であり、組合員の3分の1未満の範囲で非従事者である組合員を許容している（中協9条の11第1項）。それどころか労働者協同組合法案では、労務提供者であることは必ずしも資格とされていない。労働者協同組合にとどまらず、種々の利害関係者を構成員とする協同組合としての組織設計に道を開こうとしているからである⁽¹⁵⁾。自然人以外のものや労務を提供しない自然人も資格を有する（同案9条1項2号・3号）。単に従事者のみならず、ケアワークの利用者や雇用促進という公共的意味から自治体も、それぞれ利用組合員、出資組合員として包摂しようという意味がある。出資組合員は組合員総数の10分の1までであり（同案9条3項）、利用組合員については制限はない。マサチューセッツ州法は、組合員たる資格としての労務提供者について以下のように明定しており、労働者協同組合の理念に忠実である。「パートタイム又はフルタイムで労働者協同組合によって雇用されていない限り、いかなる者も組合員として承諾されてはならない（マサチューセッツ州法6条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(a)項、ヴァーモント州法1086条(a)項、メイン州法1977条）。「パートタイム」とはどの程度労働すればよいのかについてマサチューセッツ州法は定めていないが、マサチューセッツ州型法であるアラバマ州法は少なくとも半日勤務を要求している（同法10-14-6条(a)項）。もっともパートタイムあるいはフルタイムかという区分よりも、短期的か（temporary）あるいは長期的か（permanent）という区分がより重要であろう⁽¹⁶⁾。職の保障や生きがいを感じる働き方をも労働者協同組合が目指している点に鑑みれば、ある程度長期間に渡る労務の提供を理想とするのはもっともなことだからである。

株式会社で従業員持株会を通じて間接的に、あるいは直接的に従業員が会社の株式を有している場合には、従業員は社員（株主）でもある。しかし従業員が社員であるべき理論的必然性はない。これに対して労働者協同組合では理念型にしたがえば従業員は社員（組合員）でなければならない。実際には必要性に妥協して、非組合員たる従業員を一定範囲で許容するのが一般的である。例えばコネチカット州法は全従業員の50%（同法33-418i条(a)項）、デラウェア州法（同法1403条(b)項）・ヴァーモント州法（同法1086条(a)項）は同50.1%が組合員でなければならないと定めている。わが企業組合法も同様の態度であり、従事者の2分の1の範囲で非組合員たる従事者が許容されている（中協9条の11第2項）。労働者協同組合法案では非組合員たる従事者は、上記各州法より厳格で従事者総数の5分の1以下でなければならない（同案3条2項）。マサチューセッツ州法ではこの点につき定めはない。非組合員である従業員の比率がモンドラゴン協同組合では定款で10%に制限されているが⁽¹⁷⁾、モンドラゴンモデルを米国に導入したマサチューセッツ州法はなぜ定めを置かなかったのであろうか。労働者協同組合の理念型に配慮すべくマサチューセッツ州法上の労働者協同組合では、非組合員たる従業員を少なくとも一定範囲に制限する定めを、基本定款ないし通常定款に置く必要があるのではなかろうか。

二 承諾

組合員たる資格を有するものが、自動的に組合員たる地位を取得するのではない。資格を有する

ものが加入の申込みをした場合に、組合が承諾することを要する。国際協同組合同盟の定める協同組合原則第一原則にあるように、「自発的で開かれた組合員制 (Voluntary and Open Membership)」⁽¹⁸⁾が協同組合の基礎的特質である。組合員たる資格を有するものでも組合への加入を強制されないとともに、資格を有するものであればすべてのものにかかれていて、わが協同組合諸法は、同特質を法的に保障している (水協 25 条、生協 15 条、中協 14 条・15 条、農協 20 条)。労働者協同組合法案も同様であり、組合員たる資格を有するものから加入の申込みがあった場合に承諾を拒絶しうる場合は限定されている (同案 10 条)。マサチューセッツ州型法であるニューヨーク州法は、モンドラゴン協同組合に倣い試用期間の経過後組合員として承諾することを義務付けている (同法 88 条 1 項)。マサチューセッツ州法は、組合員としての承諾方法を基本定款又は通常定款で定めることを要求するのみで (同法 6 条 (a) 項。同旨、アラバマ州法 10-14-6 条 (a) 項、ヴァーモント州法 1086 条 (a) 項、メイン州法 1977 条)、承諾についての基準に触れていない。組合員として承諾される機会が、自治法規により非組合員たる従業員に保障されなければ組合員と非組合員に従業員が 2 階層化し、ひいては協同組合が会社化するという指摘もなされている⁽¹⁹⁾。しかし上記 (「一」) の通り実際上の必要性に妥協し、非組合員従業員を一定割合受け入れざるをえないとすれば 2 階層化は必然的であり、ニューヨーク州法のような規定を自治法規に定める意味は大きいのであろうか。ICA が作成した基本定款例・模範通常定款例には、非組合員従業員の組合員化を保障する定めはない。

三 組合員出資

株式会社は大規模な事業を遂行するため、多くの資本を必要とする。資本は、株式の発行によって一般大衆から調達する。構成員の人格 (属性) は重視されず、構成員は資本拠出者にすぎない。これに対し協同組合は生活、事業又は労働において共通の利害を有するものの集まりであり、資本より構成員の人格が重視される。このような意味で株式会社は資本団体であるのに対し、協同組合は人的団体と伝統的にいわれる⁽²⁰⁾。もっとも協同組合も事業を行うため資本が必要である。組合員として組合に承諾されると、組合に対し出資引受義務を負うのが一般的である。マサチューセッツ州法は、組合員出資の所有を組合員に要求する (同法 6 条 (b) 項。同旨、アラバマ州法 10-14-6 条 (a) 項、ヴァーモント州法 1086 条 (b) 項、ニューヨーク州法 88 条 2 項、メイン州法 1978 条 2 項)。組合員出資に対する法的な対価を加入金 (membership fee) という場合もある。それでは出資の引受け (ないし払込み) は組合員の義務であるのか、あるいは加入申込者の義務であろうか。言い換えると組合員 (社員) たる地位は、どの時点で取得するのか。株式会社では社員 (株主) たる地位は株式に結びつけられているため、株式を取得した時に社員たる地位を取得することにつき疑いはない。これに対して協同組合では組合員たる地位を取得するには組合の承諾のみで足り、出資の引受けは組合員たる地位を取得した後の問題であるのか、あるいは承諾のみならず出資の引受けも組合員たる地位の取得に必要とされるのであろうか。

わが協同組合諸法では、組合員として承諾されるすなわち加入契約が成立すると、組合員として

出資引受義務を負う場合が多い(水協19条2項、生協16条1項、農協13条2項)。詳述すれば加入申込みに対する承諾があれば、組合員たる地位を取得して組合員になる。組合員たる地位を取得した後に組合員が負うのが出資引受義務であり、同義務に基づき出資引受契約を組合員は締結する。ただし実務上は組合の承諾に加え、出資の払込みによって組合員たる地位を取得すると定款に定められている場合も多いと思われるが(漁協模定例9条3項、生協模定例7条1項、農協模定例13条3項参照)⁽²¹⁾、このような定めは適法であると解される。引き受けた出資の払込みは全額払込みのみならず分割払込みも許される(水協66条2項、生協60条2項、農協62条2項参照)。これに対して中小企業等協同組合法のみが、組合の承諾に加えて引き受けた出資の全額ないし一部の払込みによって組合員になる旨を明定している(中協15条・29条1項)。労働者協同組合法案は、出資1口の完済によって組合員になると定め(同案9条2項)、引受け・払込みも要求する。

マサチューセッツ州法に戻ろう。承諾のみで組合員になるとも考える。マサチューセッツ州法を起草したICAのスタッフ(当時)であるEllermanが大略以下のように述べているのは、承諾のみで組合員となり出資の所有は組合員たる地位を取得した後の問題であることを前提にしているといえなくもない。組合員たる地位は購入するものでない。組合員たる地位に関する財務上の義務として、「組合員」による一定の投資が命じられるであろう⁽²²⁾、と。しかし理論的にはさておき実定法上は、「組合員」を定義するマサチューセッツ州法2条を素直に解し、承諾に加えて出資の所有によって組合員たる地位を取得すると考えるのが自然であろう。模範通常定款例も、「組合員になろうとする者(pro prospective member)」による加入金の払込済(have paid)をもって組合員たる地位を取得するとする(同定款例2条2.A項(3))⁽²³⁾。中小企業等協同組合法や上記模範定款例と同じである。マサチューセッツ州型法であるアラバマ州法・ヴァーモント州法は、出資払込方法として賃金からの控除(payroll deduction)等も許容する。この場合払込みが完全になされているのか否かにかかわらず、組合員出資は発行可能である(アラバマ州法10-14-6条(c)項、ヴァーモント州法1086条(c)項)。一種の分割払込みも許される点は、わが協同組合諸法と共通する。ニューヨーク州法によると組合員として承諾されたことの証明(evidence)は、組合員出資によってなされなければならない(同法88条1項。同旨、アラバマ州法10-14-2条7号)。

第2節 喪失

脱退とは、協同組合存続中における組合員たる地位の喪失(終了)である。自発的で開かれた組合員制という特質は、組合からの脱退の自由も意味する(任意脱退)。組合員は自由意思に基づく脱退を組合から拒絶されないし、自由意思に反して脱退を強制されない。もっとも組合員の自由意思によらず組合から脱退を強制される「除名」は、例外的にあるいは当然の前提として協同組合に一般的に認められる。組合員たる資格を喪失すると、組合員の意思に関わりなく当然脱退となる。

組合員たる地位と従業員たる地位は本来別であるが、労働者協同組合では両者が密接に結びついている。従業員たる地位は、組合員たる資格であるのが理念型である。それゆえ従業員たる地位を

喪失すると、当然脱退になる。わが企業組合法では出資する非従事者も組合員たる資格を有するので（中協9条の11第1項）、資格変更のうへ組合員としてとどまりうる。労働者協同組合法案でも雇用の終了によって、組合員たる地位を必ずしも喪失しない点は同じである。出資する非従事者に加え、組合事業の利用者にも組合員たる資格があるからである（第1節「一」）。マサチューセッツ州法には脱退事由を定める規定はないが、基本定款又は通常定款に定められる（同法6条（a）項。同旨、アラバマ州法10-14-6条（a）項、ニューヨーク州法88条1項、メイン州法1977条）。組合員たる資格として従業員であることを厳格に要求するので、労務の提供を止めれば当然脱退になる。模範通常定款例によると労務提供の中止が、組合員あるいは労働者協同組合の意思に基づくのかで脱退について差異はない（同定款例2条2.C項）。反対に組合員たる地位を喪失しても、一非組合員従業員を認めている場合には一従業員たる地位は必ずしも喪失しない。合理的な組合員を基準にすれば組合員たる地位を自らの意思によって放棄し、依然として従業員たる地位にとどまるとは考えにくい。なぜなら組合員であれば下記（第3章）の通り、賃金に加えて従事分量割戻しを受けうるからである。

組合員たる地位が終了した場合には、組合・組合員間の権利義務関係とりわけ財産関係の処理が問題になる。わが協同組合諸法では定款の定めるところにより、持分又は払込済出資額の全部又は一部の払戻しを脱退組合員は請求できる。脱退が効力を生じた事業年度の終わりにおける組合の財産に基づき、持分の算定がなされる（水協28条、中協20条、農協23条）。払い戻すべき額が確定して実際に払戻しを請求できる時期は、同事業年度の決算書類が確定して以降になると思われる。持分を計算する際に組合が債務超過になっている場合には未払込出資があれば、払戻しを受けるどころか脱退組合員は未払込額の全部又は一部を支払わなければならない（水協28条の2、中協20条3項、農協24条）。労働者協同組合法案でも同様である（同案19条－20条）。消費生活協同組合法では当然脱退の場合には、脱退の効力が生じた時に期中でも払戻しがなされると解される⁽²⁴⁾。もっとも事業年度の終わりに債務超過であれば未払込出資の全部又は一部の払込みを、定款の定めるところにより当該年度の脱退組合員に組合は請求できる（生協21条－22条）。回転出資金制度を採用する協同組合では、脱退が生じた事業年度の終わりに回転出資金の払戻しがなされるが（水協57条の2第2項但書き、農協52条の2第2項但書き）、実際に払戻しを請求できる時期は持分の払戻しと同じである。

マサチューセッツ州法では脱退時における組合員出資の払戻し、すなわち取消し（recall）・償還（redemption）について、基本定款又は通常定款に定めがなされる（同法9条（b）項。同旨、アラバマ州法10-14-10条（b）項、ヴァーモント州法1090条（b）項、ニューヨーク州法92条2項、メイン州法1981条2項）。定めるべき内容について法定されていない。例えば通常定款に定める償還条件に従って、組合員出資を労働者協同組合に譲渡する（基本定款例5条、模範通常定款例2条2.C項）。内部資本勘定を設けている労働者協同組合では組合員たる地位が終了すると第一に、当該年度末で同組合員の内部資本勘定が閉鎖（close）される。勘定残高は存続するのが通常であるが、次年度以

降における組合の損益は、脱退者の内部資本勘定には分配されない。第二に、組合・組合員間の財産関係が処理される。内部資本勘定が設けられるのは、組合員出資ほか組合員が組合財産に対して有する分け前の償還（払戻し）価額を決定するためでもある（マサチューセッツ州法9条（a）項。同旨、アラバマ州法10-14-10条（a）項、ヴァーモント州法1090条（a）項、ニューヨーク州法92条1項、メイン州法1981条1項）。内部資本勘定残高は、脱退すると組合員に払い戻されるべき金額である。しかし脱退時に全額支払われると組合の財務状況が悪化するので、割賦代金の支払いのように一定期間に渡り支払いをなすことを定款に定めうる。例えば勘定残高のうち加入金に相当する額の払戻しは、現金、約束手形又は理事会が定めるその他の財産によって脱退時になす（模範通常定款例3条3.B項（1））。配分通知書・資本出資のような加入金以外に対する分け前は、脱退とは関係なく支払期日延期計画（Roll-Over Plan）に基づく定時償還（periodic redemption）を基本定款又は通常定款で認めることもできる（マサチューセッツ州法9条（b）項。同旨、アラバマ州法10-14-10条（b）項、ヴァーモント州法1090条（b）項、ニューヨーク州法92条2項、メイン州法1981条2項⁽²⁵⁾）。組合員（ないし出資者）たる地位に基づき有する権利から組合財産に対する分け前が分離している点、言い換えると組合員たる地位を喪失しても組合財産に対する分け前を有し続ける点が、わが協同組合諸法・労働者協同組合法案と比べて特徴的である（第3節「一」）。もっともわが協同組合諸法では持分又は払込済出資額の払戻方法は法定されておらず定款の定めるところによる。それゆえ一括払戻しに限らず、分割払戻しも定款に定めうると解される⁽²⁶⁾。そうすると（組合員ないし）出資者たる地位に基づき分け前を有するという構造は維持されているが、払戻しが延期される点でマサチューセッツ州法に接近する。

第3節 組合員たる地位に基づき有する権利

一 総説

マサチューセッツ州法では、組合員たる地位に基づき組合に対して組合員が有する権利義務は、事業法人の社員（株主）と原則として同じである。ただし法に異なる定めがある場合にはそれによる（同法6条（d）項。同旨、アラバマ州法10-14-6条（d）項、ヴァーモント州法1086条（e）項、ニューヨーク州法88条5項、メイン州法1973条）。例えば議決権の配分基準や剰余金の割戻基準は事業法人と異なる。社員たる地位に基づき社員が有する権利の代表的なものとして、①剰余金の割戻し（配当の支払い）を受ける権利（第3章）、②法人の純財産に対する権利（純財産に対する分け前の払戻しを受ける権利。第4章）、③議決権（「二」）が伝統的に挙げられる⁽²⁷⁾。わが通説的理解によれば、社員たる地位に基づき社員が有する権利義務を社員権といい、そのうち上記①②は自益権、上記③は共益権に分類される。協同組合の組合員は、上記①～③を組合員（ないし出資者）たる地位に基づき有するのが一般的である。従業員所有会社（employee-owned corporation）では、社員たる地位は労働と密接な関わり合いを有する。直接的に従業員が株式を有する場合もあるし、従業員持株制度（Employee Stock Ownership Plan ; ESOP）のように信託方式で間接的に従業員が株式を有する場合も

ある。いずれにせよ上記①～③の権利は、株式の所有＝出資に帰せられているのは一般の株式会社と同じである。株式は財産権であり、譲渡・相続の対象になる。これに対し内部資本勘定を設けている労働者協同組合では（第4章第1節）、組合員たる地位に基づき組合員が有する権利は上記①③のみである。他の協同組合や（従業員所有）会社と異なり上記②は、組合員たる地位から分離している。加えて上記①③は一理論的には⁽²⁸⁾ 出資でなく、労働という機能的役割（functional role）に帰せられる一身専属権（人格権、personal rights）である（「二」）。上記①③から構成される組合員たる地位に基づく権利は、本来的には財産権と異なり相続や譲渡の対象にならない。

組合員たる地位に基づき有する権利である上記①③を、出資でなく労働に帰せしめるという考え方は大変ユニークである。その理論的根拠は何であろうか。剰余金の割戻しを受ける権利については下記（第3章）で取り上げ、ここでは議決権と労働の関係について Ellerman/Pitegoff に依拠して説明しておこう。団体の支配権は、直接的支配権と間接的支配権に区分される。後者は、決定を覆す等消極的な権利、言い換えると監督是正権である。「利害を被るものに権利を与えるという原理（principle of affected interests）」に基づき権利が配分される。それゆえ団体を取り巻く広範なステイクホルダーに、監督是正権が与えられるべきである。問題は前者である。積極的に決定をなす権利であり、議決権を中核とする。いわば正規の運営体制を実現する基礎になる権利である。「民主的統治論（democratic theory of government）」に基づけば、執行部によって統治されて指揮命令に従う者に直接的支配権が与えられる。統治されるという機能的役割に、直接的支配権を与える根拠が見出される。執行部による指揮命令に服するのは労務を提供する者のみであり、労働者協同組合では従業員＝組合員である。これにより議決権を労働に帰せしめることが正当化される⁽²⁹⁾。

二 議決権

株式会社では持株数に比例して議決権が配分される。資本団体では、より多く出資したものにより多くの議決権を与えるのが合理的だからである。これに対し協同組合では国際協同組合同盟の定める協同組合原則第二原則にあるように、「組合員による民主的管理（Democratic Member Control）」が基礎的特質である。第一次協同組合では組合員は、平等の議決権（1人1議決権）を有する。わが協同組合諸法では組合員になれば、組合員たる地位に基づき当然に各組合員は議決権を1つ有する（水協21条1項本文、生協17条1項本文、農協16条1項本文）。出資の引受け（・払込み）とは無関係である（なお中協15条）。言い換えると出資に議決権は帰属しておらず、無議決権出資である。准組合員に正組合員と同じ出資義務を課しつつ（水協19条2項、農協13条2項）、議決権を有しないという設計が可能であるのは（水協21条1項但書き、農協16条1項但書き）、出資と議決権が分離しているためともいえる。1組合員が複数口出資するのを認めても、平等の議決権が維持できるのも両者が分離しているからであろう。無議決権出資であり、複数口出資が認められている点は労働者協同組合法案も同じである（同案11条・14条）。

これに対しマサチューセッツ州法では、組合員出資は議決権付投資である。議決権を帯有する唯

一の出資であり、下記例外はあるが他の出資には議決権は帰属していない。各組合員出資は1議決権を帯有している。上記第二原則に忠実であるべく、各組合員が複数口数の組合員出資を有することは許されない(同法6条(b)項・7条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-6条(b)項・10-14-8条(a)項、ヴァーモント州法1086条(b)項・1087条(a)項、ニューヨーク州法88条2項・89条1項、メイン州法1978条1項・3項・4項)。組合員出資の譲渡を制限する規定がマサチューセッツ州法に置かれていない点に疑問を呈し、自治法規で譲渡制限をすべきという見解もある⁽³⁰⁾。組合員出資を有することができるのは組合員のみであり、かつ複数口数を有することはできないと明定されていても譲渡制限規定を置く必要はあるのだろうか。なおICA基本定款例(5条)・模範通常定款例(2条4項)には、譲渡制限について定めがある。株式会社という法形式を利用して労働者協同組合の組織設計がなされる場合もある点を考慮すれば、もっともなことである。マサチューセッツ州法では株式会社と同様、法形式的には出資(資金の拠出)に議決権が結びつけられている。規制がなければ、財産的価値を有する出資は譲渡の対象になる。内部資本勘定協同組合でも、出資と議決権の結びつきは維持されていると思われる。

労働者協同組合における議決権は、理論的(実質的)には一身専属権と特徴付けられる。すなわち議決権が与えられるのは、労働者協同組合での労働という機能的役割所以である(「一」)。株式会社と異なり、出資に議決権が帯有しているのではない。一身専属権であれば譲渡できない。むしろ譲り受ける必要はない。誰でも労働という機能的役割を果たせば、議決権は付与されるからである。まさしく市民権と平行である。一定の地域に合法的に居住しさえすれば、市民権は付与される。居住が機能的役割である⁽³¹⁾。そうするとわが協同組合諸法・労働者協同組合法案と異なり、マサチューセッツ州法が出資と議決権を完全に一法形式的にも一切断しないのはなぜであろうか。確かに組合員出資は、組合員のみがしかも1口しか有することができないので、議決権付出资の発行によっても1組合員1議決権は維持される。しかし人格権と特徴付けるのであれば、両者を切断するのがより自然ではなからうか。

組合員による民主的管理を徹底すれば議決権は、組合員のみにも与えられるべきであるが、例外が認められる場合がある。協同組合は経済的弱者を構成員とするため、構成員から多額の資金を調達することは期待できない。また組合員たる資格が定められており、潜在的な組合員が制限される。そのため広範な大衆から資金調達する可能性が閉ざされており、株式会社と比べ資金調達能力が欠如している点が問題になってきたのは周知の通りである。そこでこのような弱点を克服すべく、組合員以外のものに出資を発行して資金調達をなす機会が与えられる場合がある。わが協同組合諸法では非組合員への出資発行による資金調達は認められていなかったが、平成5年に制定された優先出資法が、農林中央金庫、商工中央金庫及び信用事業を行う全国を地区とする協同組合連合会組織の一部に、優先出資の非組合員への発行を許容した。平成12年同法改正によって、信用事業を行う農業協同組合・漁業協同組合及び諸連合会に発行主体が拡大された。株式会社では優先株主も株主すなわち構成員=社員であるの対し、優先出資者は出資者であるが法形式的には組合の構成員として

組合員には統合されていない。組合員たる地位を取得するには、加入の例によらなければならない。優先出資には議決権が帶有していないが（優先出資17条）、優先出資者に損害を及ぼす場合に招集される優先出資者総会では「1出資1議決権」である（優先出資32条1項）。企業組合法・労働者協同組合法案では労務の提供をせず出資のみを行うものも、上記（第一節「一」）の通り出資組合員として協同組合の構成員に統合されおり、組合員として議決権を有する。形式的にはともかく、実質的には本来の組合員—生産協同組合では労務の提供を、それ以外の各種協同組合では組合の利用を目的として組合員たる地位を取得するもの—以外のものへの議決権の付与と解せる。

ヨーロッパ協同組合法草案（Der Entwurf zum Statut der Europäischen Genossenschaft）でも、本来の組合員以外のものへの出資の発行が許容されている。無議決権出資のみならず（同案48条1項）、議決権付出資を本来の組合員以外のものも有しうる（同案49条）。すなわち利用を目的とせずに出資するものも出資者にとどまらず、投資目的組合員として協同組合の構成員に統合されている。ドイツで看取しうる傾向である物的協同組合（kapitalistische Genossenschaft）の組合員構成に影響されたものである⁽³²⁾。

マサチューセッツ州法に話を移そう。組合員出資と異なる種類の資本出資の発行が許容されている。資本出資は組合員のみならず非組合員にも発行してよいが、内部資本勘定協同組合は組合員以外に資本出資を発行できない（第4章第1節「二」）。資本出資は無議決権出資（nonvoting investment share）であるのが原則であるが、同法又は基本定款で議決権が付与される例外的な2つの場合がある（同法7条（a）項。同旨、アラバマ州法10-14-8条（a）項、ヴァーモント州法1087条（a）項、ニューヨーク州法89条1項、メイン州法1978条4項）。第一に、無議決権出資を有するものに不利な影響を与える基本定款の変更が行われる場合である。わが優先出資法における優先出資者とはほぼ同じである。議決グループ（voting group）による議決権行使をする権利が与えられる（マサチューセッツ州法7条（c）項。同旨、ヴァーモント州法1087条（c）項、ニューヨーク州法89条3項、メイン州法1978条4項）。第二に、議決権付出資の非組合員への発行が基本定款で認められている場合である。本来の組合員以外のものに議決権が付与される点で、ヨーロッパ協同組合法草案と同じである。組合員による民主的管理を維持するには、少なくとも議決権の過半数を組合員が有する必要がある。この点についてマサチューセッツ州法は明定していないので（デラウェア州法1404条（a）項対照）、自治法規で規制する必要があると思われる。

三 総会議決を要する事項

わが協同組合諸法・労働者協同組合法案では、組合員が総会で議決権を行使して組合の意思を決定する、すなわち総会議決を要する事項が詳細に列挙されている（水協48条1項各号、生協43条1項各号、中協51条1項各号、農協44条1項各号、同案44条1項各号）。これに対しマサチューセッツ州法では、組合員による決定を要する旨が明定されているのは、基本定款・通常定款の修正（・廃止）等僅かである（同法7条（b）項・（c）項。同旨、アラバマ州法10-14-8条（b）項、ヴァーモン

ト州法 1087 条 (b) 項・(c) 項、ニューヨーク州法 89 条 2 項・3 項、メイン州法 1978 条 4 項・1979 条)。それ以外の事項は組合の自治に委ねられている。総会に留保されている意思決定権限は実際には多くないようである。多くの意思決定が理事会でなされており、組合員による民主的管理を維持する意味で問題が生じる⁽³³⁾。加えて以下の事情によって、組合員の意思は組合の運営に反映されにくい。理事の資格として組合員ないし法人たる組合員の代表者であることを要求する州法や (オレゴン州法 62.768 条 2 項→同州協同組合法 62.280 条 1 項)、理事の 51% ないし過半数が組合員であることを要求する州法もあるが (コネチカット州法 33-418k 条、ニューヨーク州法 91 条 2 項)、マサチューセッツ州法では理事の資格として組合員であることは要求されていない (同州法 3 条→同州事業法人法 47 条。同旨、模範通常定款例 5 条 2 項)。その結果非組合員に、組合の意思決定が委ねられる場合も少なくない。

第 3 章 経営成果の組合員への分配

第 1 節 総説

株式会社・協同組合は経済活動を行う団体であり、その結果剰余 (利益) が発生すれば社員に分配しうる。あるいは財務の強化・健全化のために積立金として団体内部に留保される。しかし両団体の性格の相違により社員への分配の基準が異なる。株式会社では利益配当の基準は、資本的貢献度すなわち出資額ないし持株数である。資本団体では、より多く出資したものにより多くの配当を与えるのが合理的だからである。会社に出資して株主になるのは、会社の活動から生じる利益の配当に与るためである点からも頷ける。これに対し一般の協同組合では剰余金の割戻基準は、第一義的に組合員による組合事業の利用分量であるのが本来の姿である。組合員が組合に加入するのは、組合事業の利用を通じて自らの生活・事業に対する助成を受けるためである。剰余の源泉である組合員による利用分量に応じて割り戻すのが理に適っている。剰余の発生に、より多く貢献したものにより多く割戻しをする、ないし実費手数料主義に鑑みて徴収しすぎた手数料を返還するという意味である。もっとも実際には下記 (第 2 節) の通り、事業利用分量とともに払込済出資額が割戻基準とされることもある。資金調達の便宜を考慮したためであろう⁽³⁴⁾。それでは労働者協同組合では、何を基準にして剰余金の割戻しがなされるのか。労働者協同組合は一般の協同組合と異なり、事業の利用でなく事業に対する労務の提供を通して、組合から助成を受ける⁽³⁵⁾。このような相違に応じて割戻基準も、「労務の提供」量 (従事分量) が用いられる。「労務の提供」という機能的役割に、割戻しが帰せられる。従事分量割戻しについて Ellerman/Pitegoff は、理論的根拠を労働財産説 (labor theory of value) に求める⁽³⁶⁾。本説によると、労働によって生じる正・負の果実はすべて従業員全体に帰属する。労働者協同組合では全体としての従業員集団は法主体でなく、法主体たる労働者協同組合の組合員である。そこで法的には労働者協同組合に帰属する果実に対して、実質的な権利者である従業員集団は分配を請求する。正・負の果実の総額 (ネット) は労働者協同組合の収益マイナス非労務費用であり、従業員賃金相当分プラス労働者協同組合の剰余金に等しい。賃金 (wage) が

従業員に支払われることは従業員の権利として既に確立している。果実のうち期末までに組合員に分配されていない剰余金部分が、従事分量を基準にして従業員に分配される。

第2節 剰余金処分の方法・順序

わが協同組合諸法では剰余金処分の方法・順序は法定されている。概ね損失のてん補→法定準備金の積立て→剰余金割戻しの順である（水協56条1項、生協52条1項、中協59条1項、農協52条1項）。剰余金割戻しの基準として、出資額と patronage 分量すなわち事業利用分量・従事分量が許されている。両基準のうちどちらを優先するのかは定款自治に委ねられている場合が多い（水協56条2項・85条2項、生協52条2項、中協59条2項、農協52条2項・72条の15第2項）。企業組合法では法定されており、出資割戻しが従事分量割戻しに優先する（中協59条3項）。労働者協同組合法案では両基準が並列されているが、定款の定めにより出資割戻しは排除できるとする（同案58条2項）。アメリカでは剰余金処分の方法・順序を法定している州協同組合法もあるが、マサチューセッツ州法では剰余金処分（損失処理）の方法は、基本定款・通常定款の定めによる。模範通常定款例では当期剰余金すなわち当年度の損益計算の結果は、一優先出資に対する配当を除くと一共同積立金勘定にまず繰り入れられ、次いで従事分量割戻しに充てられる（同定款例3条2.B項⁽³⁷⁾）。積立金（準備金）に繰り入れた後に組合員に割り戻す点で、わが協同組合諸法と同じである。剰余金を組合員に割戻す場合には基準として、従事分量によることが明確に許容されている。一定期間内における各組合員の従事分量が、全組合員による同期間内の総従事分量において占める割合によって剰余金は分配される。「従事分量」とは、労働者協同組合の組合員として行った労務の提供量（労働量）を意味し、基本定款・通常定款に基づき測定される（マサチューセッツ州法8条(a)項。同旨、アラバマ州法10-14-9条(a)項、ヴァーモント州法1088条(a)項、ニューヨーク州法90条1項、メイン州法1980条1項）。それゆえ賃金とは別に、組合員として剰余金の分配を従業員は受けうる。労働量の測定は具体的には上記の通り定款の定めによるが、測定に影響する要素として賃金・労働時間・技能水準（skill level）・経験・責任が考えられる。全ての労働が尊いという考え方によれば分配は時間によるのが相応しく⁽³⁸⁾、ICA 模範通常定款例では労働時間数を基準にしている（同定款例3条2.A項(2)）。

剰余金の分配は、必ずしも現金でなされるのでない。内部資本勘定の貸方記入（credit）、配分通知書（written notices of allocation）、又は資本出資（capital stock）の発行によっても行える（マサチューセッツ州法8条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-9条(b)項、ヴァーモント州法1088条(b)項、ニューヨーク州法90条2項、メイン州法1980条2項）。実際には従事分量割戻しの一部分のみを現金で行い、その他の部分は各組合員の内部資本勘定の貸方に記入され、組合内部に留保される。基本定款又は通常定款に定めがあれば、各組合員の内部資本勘定残高に対して利息を現金で支払い又は同勘定に貸方記入できる（マサチューセッツ州法9条(c)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(c)項、ヴァーモント州法1090条(c)項、ニューヨーク州法92条3項、メイン州法1981条3項）。利

率の制限は法定されていない。配分通知書によって、内部資本勘定への繰入額を各組合員は知ることができる。配分通知書とは、①組合員の従事分量割戻しのドル表示額、及び②協同組合によってなされる同表示額の支払いの条件 (term) を、組合員に対して開示する文書 (instrument) である (マサチューセッツ州法9条 (a) 項。同旨、アラバマ州法10-14-2条7号、ヴァーモント州法1082条7号)、ニューヨーク州法81条4項、メイン州法1972条5項)。内部資本勘定への剰余金の繰入れによって、剰余金を利用した自己金融が可能になる。確かにわが各種協同組合・株式会社でも、準備金ないし回転出資金による内部留保は可能である。しかし内部資本勘定は、個人別の分け前が明確にされている点で準備金と異なる。回転出資金は組合員たる地位が終了すると払い戻されるのに対し (水協57条の2第2項但書き、農協52条の2第2項但書き)、内部資本勘定は組合員たる地位の終了後も残高は存続しうる。すなわち内部資本勘定残高に対する権利は、組合員たる地位に結びつけられていない。

第3節 税法上の恩典

従事分量割戻しには税法上の恩典が認められうる。出資配当は課税しうる法人所得 (taxable corporate income) から控除できず、出資所有者は受取配当額に基づき個人所得税 (personal income tax) を支払わなければならない。二重課税 (double taxation) である。これに対し従事分量割戻しは、連邦内国歳入法のいわゆる Subchapter T に合致すれば二重課税を回避できる。従事分量割戻しとして分配された剰余金を課税しうる法人所得から労働者協同組合は控除でき、個人段階のみで課税される。Subchapter T の恩典が与えられる要件は、「協同組合的基礎に基づいて (on a cooperative basis) 経営している法人」である (同法1381条 (a) 項2号)。協同組合的基礎とは何かについて定めはないが、Ellerman/Pitegoff は裁判例等から以下の2つの基準を導き出している。①相対的な資本投資額でなく従事分量に基づいて剰余金を分配する、②構成員によって民主的に管理される⁽³⁹⁾。マサチューセッツ州法上の従事分量割戻し手続きは、Subchapter T に合致するように定められている。ただし恩典を実際に享受できるのか否かは、州法でなく連邦内国歳入法によって最終的に決せられるのはいうまでもない。

第4節 損失処理

以上とは逆に損失が生じたときは、どのように処理されるのか。基本定款・通常定款の定めるところによる (マサチューセッツ州法8条 (a) 項。同旨、アラバマ州法10-14-9条 (a) 項、ヴァーモント州法1088条 (a) 項、ニューヨーク州法90条1項、メイン州法1980条1項)。内部資本勘定・共同積立金勘定を設けている場合には、両勘定の借方記入すなわち残高の取崩しによるが、ICA 模範通常定款例によると両勘定のいずれを先に取り崩すかについて定めはない。内部資本勘定を取り崩す場合には、理事会決議による旨が定められているにすぎない (同定款例3条2.E項)。詳しくいうと個人の内部資本勘定に割り当てられた額は最初に加入金部分に、次いで古い配分通知書に対応す

る部分に順に割り当てられていくことを想定していると思われる。なぜなら「脱退組合員の内部資本勘定に配分通知書以外にプラス残高がない場合には、組合員出資は無償で法人に返還されなければならない（同定款例3条3.B項（2）」とある。組合員である間に内部資本勘定に割り当てられた損失は、まず加入金部分から差し引かれることを予定した規定であると解せるからである。損失処理について私見では、以下のような素朴な疑問を有する。内部資本勘定を設けている協同組合で、労働時間基準によって各組合員の損失分担額が定められるとすると、従事分量が最も多い者が最も多くの損失を負担するという奇異な結果になる。してみれば損失が見込まれる年度には、働く意欲がなくなるのではなかろうか。賃金も多いので負担する余力があるということだろうか。

第4章 資本構造

マサチューセッツ州法で最も特徴的なのが資本構造である。内部資本勘定・共同積立金勘定について定めがある。同州法の特徴として上記で取り上げた3点については、他の協同組合法の諸特徴やそこで見られる概念を用いて一応説明できる。またわが国でも生産協同組合に分類される企業組合で類似の特徴が見られ、未知のものでない。これに対し内部資本勘定・共同積立金勘定制度は、モンドラゴン協同組合の長年の経験により生み出された構造を継受した独特の制度である。

第1節 内部資本勘定

一 意義

労働者協同組合は、基本定款又は通常定款によって内部資本勘定制度（system of internal capital accounts）を設けることができる（マサチューセッツ州法9条（a）項。同旨、アラバマ州法10-14-10条（a）項、ヴァーモント州法1090条（a）項、ニューヨーク州法92条1項、メイン州法1981条1項）。労働者協同組合の純粋な（pure）構造であるが、マサチューセッツ州法は内部資本勘定制度の設置を強制せず、伝統的な複合協同組合との選択を許容している。内部資本勘定制度を設けなければ労働者協同組合という法形式をとれないとすると、他の法形式をとる既存の一実質上の一労働者協同組合が労働者協同組合という法形式に変更する妨げになりうるものが立法政策上考慮されたようである⁽⁴⁰⁾。その結果複合協同組合のままでも（「三」）、労働者協同組合という法形式を選択できる。

貸借対照表上の資本勘定として、組合員別に内部資本勘定が設けられる。加入金や追加出資が、組合員ごとに設けられる内部資本勘定に記入される。従事分量割戻しのうち、現金で支払われない部分も本勘定に留保される（マサチューセッツ州法10条（b）項。同旨、アラバマ州法10-14-10条（b）項、ヴァーモント州法1091条（b）項、ニューヨーク州法93条2項、メイン州法1982条2項参照）。純財産の一部が、各個人別口座ともいべき同勘定で表される。組合財産に対する権利を組合員出資は帯有していない。すなわち純財産に対する各組合員の分け前は組合員たる地位から分離され、内部資本勘定で表される。組合員出資・資本出資・配分通知書の償還価額は、各組合員の同勘定残高

によって決せられる (マサチューセッツ州法 9 条 (a) 項。同旨、アラバマ州法 10-14-10 条 (a) 項、ヴァーモント州法 1090 条 (a) 項、ニューヨーク州法 92 条 1 項、メイン州法 1981 条 1 項)。

二 内部資本勘定協同組合

内部資本勘定についての定めとは別に、内部資本勘定協同組合 (internal capital account cooperative) について定めがある。①各組合員に 1 つずつある内部資本勘定、及び共同積立金勘定で組合の全帳簿価額が表されており、かつ②組合員以外の如何なるものも資本出資を所有していない労働者協同組合である (マサチューセッツ州法 10 条 (a) 項。同旨、アラバマ州法 10-14-11 条 (a) 項、ヴァーモント州法 1091 条 (a) 項、ニューヨーク州法 93 条 1 項、メイン州法 1982 条 1 項)。そうすると内部資本勘定協同組合では内部資本勘定のみならず共同積立金勘定が設けられるのに加え、組合員以外のものは純財産に対する分け前を持たないのか。言い換えると非組合員に対して、無議決権出資を発行して資金調達する機会も認められないのだろうか。模範通常定款例に即していうと Two Classes of Shares 型であれば内部資本勘定を設けていても、もはや内部資本勘定協同組合ではなくなるのか。なぜなら優先出資である Class B shares は組合員以外のものにも発行でき (同定款例 2 条 3 項)、内部資本勘定・共同積立金勘定・優先出資者のための勘定から自己資本が構成されるからである (同定款例 3 条 1 項)。これに対し同定款例 One Class of Shares 型の資本構造をとる場合のみ、内部資本勘定協同組合であるのか。

内部資本勘定協同組合では、個々の内部資本勘定と共同積立金勘定の残高総額が労働者協同組合の純帳簿価額に等しくなるように、各会計年度末に調整されなければならない (マサチューセッツ州法 10 条 (c) 項。同旨、アラバマ州法 10-14-11 条 (c) 項、ヴァーモント州法 1091 条 (c) 項、ニューヨーク州法 93 条 3 項、メイン州法 1982 条 3 項)。内部資本勘定残高と共同積立金勘定残高の合計額で純財産は表され、それ以外には純財産を表す勘定はない。

三 複合協同組合の弱点

内部資本勘定制度はモンドラゴン協同組合で考案され、組合の強化・安定に多大な貢献をしてきたとされる⁽⁴¹⁾。複合 (hybrid) 構造の協同組合 (複合協同組合) と特徴付けられる伝統的な協同組合と異なり、組合財産に対する権利を組合員出資は帶有していない。純財産に対する組合員の分け前は、組合員たる地位から分離されている。組合員出資の所有割合でなく、内部資本勘定によって分け前が表される。これにより複合協同組合における以下のような弱点の克服が可能になる。

複合協同組合は、協同組合一般法ないし事業法人法の下で法人化されている合板協同組合 (plywood cooperative) のような伝統的な労働者協同組合で見られる⁽⁴²⁾。hybrid とは、資本団体的要素と協同組合的要素の複合体であることを意味する。組合財産に対する権利が出資に帶有している点で資本団体的である一方、議決権が頭数割で平等に配分される点で協同組合的である。複合協同組合は経営が順調に行けば、皮肉なことに資本団体化するという弱点を有するとされる。協同組合

で労務を提供しようとする者は、出資して組合員たる地位を取得するのが本来の姿である。しかし組合員数が増加すると1組合員当たりの剰余金分配額が減少するので、非組合員従業員として雇用される。更に組合への加入が組合に承諾されとしても、業績のよい組合では充実した内部留保を反映して組合員出資が高騰し、従業員が取得するのは困難になる。その結果非組合員従業員が増加して資本団体に變貌し、既存の組合員＝従業員は投下資本を回収するために協同組合全体を投資家に売却することになるという⁽⁴³⁾。

これに対して内部資本勘定を設ければ、組合員出資の発行価額を安価に保つことが可能になる。なぜなら組合員出資は、組合財産に対する権利を帯有していない。組合財産に対する分け前が組合員たる地位から分離しているため、組合の事業が成功しても組合員出資の価値は増加しない。組合財産に対する個々の組合員ごとの分け前を内部資本勘定が示しているからである。労務の提供を希望する者は組合員出資を取得しやすくなり、非組合員従業員の増加による資本団体化が阻止される。

四 わが協同組合諸法における持分と関連して

わが協同組合諸法では、(組合員ないし)出資者たる地位から組合財産に対する分け前は分離していない。出資に係る持分が、組合財産に対する権利を帯有している。より正確にいうと貸借対照表における「資本の部」のうち、出資・法定準備金・任意積立金・繰越剰余金(・再評価積立金)の額に相当する財産は、一持分算定するのであれば一払込済出資額に応じて分け前(持分)が算定されるのが一般的である(事業協同組合定款参考例23条1項、企業組合定款参考例19条1項参照)。回転出資金制度をとる場合には回転出資金の額に相当する財産は、払込済出資額ではなく支払った回転出資金の額を基準とする。回転出資金については下記(「五」)で取り上げ、以下では回転出資金以外の「資本の部」の額に相当する財産について記述する。

出資に係る持分が組合財産に対する権利を帯有しているとすると、経営が成功している協同組合では、アメリカの合板協同組合のように払い込むべき出資額は高騰するのであろうか。払い込むべき額は、出資1口金額に引き受けた出資口数を掛けて得られた金額である。出資1口金額は定款の絶対的必要記載事項である(水協32条1項6号、生協26条1項7号、中協33条1項7号、農協28条1項6号)。組合員たる資格を有するものが通常負担可能な範囲内で定めなければならない。組合員が引き受けるべき最低出資口数は法律上1口であるが(水協19条2項、生協16条1項、中協10条1項、農協13条2項)、負担可能な範囲内で2口以上を有すべき旨を定款に定めても差し支えない。組合員有限責任原則から、出資1口金額の増額ないし最低出資口数の増加は極めて困難である⁽⁴⁴⁾。してみれば経営が成功して組合の純財産が払込済出資総額を超える組合に新たに加入するものがあれば、既存の組合員が有する出資に係る持分は「水割り」されてしまう。持分算定方式として改算式を採用した場合である。そこで水割りを防ぐべく持分調整金の徴収が考えられる。加入の際に困難な条件を付すことになるが、正当な理由があると解される(水協25条、中協14条・15条、農協20条)。持分調整金が高額になればアメリカの合板協同組合と同じく、新たに組合員になるのは困

難になる可能性は理論的には否定できない。企業組合であれば、非組合員従事者にならざるをえない。しかし改算式を採用している組合でも、持分調整金の払込みは要求されていないのが通常であると以下の事情から推測しうる。脱退・出資口数の減少時に払い戻される持分の額を、定款の定めにより制限するのは差し支えない（水協28条1項、中協20条1項、農協23条1項）。払込済出資額を上限とするのが通常である（漁協模定例16条1項・17条2項、農協模定例20条1項・21条2項。事業協同組合定款参考例14条、企業組合定款参考例13条対照）。いわば持分の没収が行われる。消費生活協同組合法や労働者協同組合法案では持分という概念は法定されておらず、脱退ないし出資口数の減少の際に払い戻されるのは、出資の全部又は一部にすぎない（生協21条・25条2項、同案19条）。実質的に「持分」の没収である。

内部資本勘定を設けている協同組合は、わが各種協同組合と比べてどのような特徴があるのか。新たに加入しようとするものによる払込みを要する額が、高額にならないようにされている点は同じである。もっともわが各種協同組合では複合協同組合と同じく、（組合員ないし）出資者たる地位に組合財産に対する権利が帯有している。それにもかかわらず払込みを要する額が高額にならないのは、組合財産に対して本来有すべき分け前の没収がなされるからであろう。これに対し内部資本勘定を設ければ、組合員たる地位から組合財産に対する分け前が分離される。組合員たる地位を取得するためになされる出資の額は、組合財産の状況と本来的に無関係に定めることができる。

上記では、持分算定方式が改算式である場合について記述した。その他の方式として加算式が一般に知られている。例えば「資本の部」の各勘定科目残高に相当する財産について持分は、大略以下のように算定される（事業協同組合定款参考例23条1項、企業組合定款参考例19条1項参照）。①出資については各組合員の払込済出資額により算定、②資本準備金については、各組合員の払込済出資額により事業年度末ごとに算定加算、③利益準備金・任意準備金については、各組合員が組合事業を利用した分量ないし組合事業に従事した分量に応じて、事業年度末ごとに算定加算、④繰越利益については、各組合員の出資額により算定される。純財産に対する分け前（持分）が、出資額に応じて単純に算定されるのでない点で内部資本勘定を設けている労働者協同組合と同じである。加算式では持分調整金はいりえない。経営が成功した協同組合に新たに加入するものにとって、払い込むべき額が高騰するという複合協同組合におけるような問題点はない。しかし事業年度ごとの財産増加に対する分け前を計算する際の基準は、上記の通り部分的には出資額である。更に一步進め、出資以外の部分に相当する財産を *patronage* 分量に基づいて事業年度末ごとに加算するという基準を採用できるのであれば、内部資本勘定制度に類似する資本構造を設計しうるのではなかろうか。そうすると組合財産に対する各組合員の分け前は、①各組合員の払込済出資額に相当する財産、② *patronage* 分量に基づいて組合員ごとに毎事業年度末に加算される準備金ほか内部留保額に相当する財産となる。もっとも相違点は残っている。（組合員ないし）出資者たる地位から組合財産に対する分け前が内部資本勘定制度におけるように分離されていないため、組合員たる地位を喪失＝脱退すれば分け前の払戻請求権が脱退者に生じる。

五 わが協同組合諸法における回転出資金との比較

わが協同組合諸法によると「資本の部」を構成する勘定のうち回転出資金は（水協19条の2、農協13条の2）、内部資本勘定と同様個人ごとに分け前が計算される。協同組合の形態の差異によって従事分量割戻しあるいは利用分量割戻しかの差異はあるが、内部資本勘定・回転出資金とも *patronage allocation* を源泉（の一部）とする。割戻額確定後現金ですぐに支払うのではなく、一定期間内組合に留保できる点で両者は共通する。もっとも留保期間について回転出資金は5年と法定されているのに対し、内部資本勘定は法定されておらず定款自治による。例えば支払期日延期計画も可能であり、より長期に渡る留保も可能である。いずれにせよ返還が予定されている点で、両者に差異はない。すなわち預り金的性格であり、株式会社における自己資本と異なる。償還株式の発行によって調達された資本に近いといえようか。

損失のてん補に利用できる点でも、内部資本勘定は回転出資金と同じである。てん補に充てる順序についてマサチューセッツ州法では詳細に法定されていないが（農協51条5項・6項対照）、模範定款例レベルで比べると両者は異なる。わが協同組合諸法では損失のてん補に際し、特別（任意）積立金→利益準備金→資本準備金→回転出資金（→再評価積立金）の順に取り崩される（漁協模範例57条、農協模範例74条）。これとは別に出資一口金額の減少（減資）による損失のてん補も可能である（水協53条、農協49条）。これに対しマサチューセッツ州法では、共同積立金勘定と内部資本勘定に損失が割り当てられる（同法8条（a）項・9条（d）項・10条（b）項。同旨、アラバマ州法10-14-9条（a）項・10-14-10条（d）項・10-14-11条（b）項、ヴァーモント州法1088条（a）項・1090条（d）項・1091条（b）項、ニューヨーク州法90条1項・92条4項・93条2項、メイン州法1980条1項・1981条4項・1982条2項）。割り当てる順序について模範通常定款例にも明定されていないが同順位であろうか（同定款例3条1.C項（2）・2項・2.E項）。内部資本勘定内部では最初に加入金ほか払込済出資に、次いで留保利益によって損失が処理される。

回転出資金は組合員たる地位に基づいて支払う義務があるため、組合員たる地位を喪失すると払い戻される（水協57条の2第2項但書き、農協52条の2第2項但書き）。これに対し内部資本勘定残高は、払戻しの延期も可能である点で回転出資金と異なる（第2章第2節）⁽⁴⁵⁾。組合員たる地位から組合財産に対する分け前が分離されているため、脱退しても同勘定の残高をすぐに払い戻す必然性がないからであろう。

回転出資金はノーコスト資金であり利息は付されない。出資割戻しの対象にもならない。これに対し基本定款又は通常定款に定めがあれば、各組合員の内部資本勘定残高に対して利息を現金で支払い、又は利息を同勘定に貸方記入できる（第3章第2節）。

六 内部資本勘定制度の弱点

労働者協同組合の理想の1つとされてきた、モンドラゴン協同組合に起源を有する内部資本勘定制度には、上記（「三」）の通り複合協同組合の弱点を克服できる利点がある。しかし他方で弱点も

指摘できよう。協同組合は、組合員の加入・脱退に伴って資本が増減する「資本の可変性」を特徴とする。脱退が一度に集中すると、多額の資本が払い戻されて財務状況が悪化する⁽⁴⁶⁾。わが各種協同組合における実際上の取扱いにみられるように脱退の際の持分払戻額が払込済出資額に制限されている場合には、準備金ほかの内部留保が充実していれば財務状況悪化の程度は大きくない⁽⁴⁷⁾。これに対し内部資本勘定を設けている協同組合では、問題はより深刻ではなからうか。組合員たる地位が終了したときにおける組合員出資の取消し・償還について、基本定款又は通常定款に定めがなされる。組合員が脱退すると内部資本勘定は閉鎖され、勘定残高は脱退者に払い戻される(第2章第2節)。解説書によると当期剰余金の50%が、モンドラゴン協同組合では時代によって異なるが50~70%が同勘定に割り当てられる(第2節「一」参照)。このような状況を前提にすれば、払戻しが自己資本に与える影響は小さくないであろう。もちろん支払期日延期計画に基づく定時償還を定めることができ、一般的には加入金以外の部分の払戻しについては脱退するの否かに関係なく払戻しがなされる。いずれにせよ内部資本勘定残高は一時的にしか留保できず払い戻す必要があるので、脆弱な自己資本という協同組合の弱点が顕著に現れるであろう。

確かに払戻しについて、マサチューセッツ州法では以下のように規制されている。償還をなせば労働者協同組合の理事又は役員に責任が生じるであろう場合には、償還がなされてはならない(マサチューセッツ州法9条(b)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(b)項、ヴァーモント州法1090条(b)項、ニューヨーク州法92条2項、メイン州法1981条2項)。しかし詐欺的償還(fraudulent redemptions)や資本の許されざる枯渇(impermissible drains)について規制するにすぎない⁽⁴⁸⁾。合法的に償還債務を組合が負担する点について何らの解決策も与えておらず、脱退が生じた場合における内部資本勘定残高の償還を本条は制限できない。たとえば①組合が経営不振に陥っているため、②組合の競争相手のもとで労務を提供するために脱退する場合でも、内部資本勘定残高の払戻しを制限できない。

第2節 共同積立金勘定

一 意義

内部資本勘定を設けている組合では、基本定款又は通常定款の定めにより共同積立金勘定(collective reserve account)を設けることができる(マサチューセッツ州法9条(d)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(d)項、ヴァーモント州法1090条(d)項、ニューヨーク州法92条4項、メイン州法1981条4項)。同勘定が設けられるのが通常である(模範通常定款例3条1.C項参照)。それゆえ共同積立金勘定は、内部資本勘定制度にとって不可欠の一部分といわれる。内部資本勘定協同組合には、共同積立金勘定が必ず設けられている(第1節「二」)。

損益計算の結果である当期剰余金のうち従事分量割戻し等各組合員に分配される部分以外が、共同積立金勘定に繰り入れられる(第3章第2節)。①資本取引でなく損益取引を源泉として、②内部資本勘定と異なり個人ごとの勘定が設けられていない点で、わが各種協同組合における利益準備金・

任意準備金と同じである。当期剰余金に占める共同積立金勘定繰入割合は、解説書によれば50%が望ましいという。モンドラゴン協同組合では時代によって異なるが30～50%である⁽⁴⁹⁾。わが協同組合諸法・労働者協同組合法案の利益準備金は、毎年積み立てるべき額について厳格な定めがある(水協55条、生協51条、中協58条、農協51条、同案57条)。健全な財務内容を確保するためである。これに対し共同積立金勘定への繰入額について法定されておらず、理事会で毎年決せられるべき旨が模範通常定款例に定められているにすぎない(同定款例3条2.D項)。

共同積立金勘定が設けられる理由は、概ね以下の3点に集約しうる⁽⁵⁰⁾。第一に、財務上の安定性である。内部資本勘定残高の払戻しによって、財務状態が悪化する(第1節「六」)。内部留保される当期剰余金すべてを内部資本勘定に繰り入れるのではなく、その一部を不分割の共同積立金勘定に繰り入れることによって、財務状況悪化の危険性が少なくなる。現組合員の経済的利益と組合存続に対する利益という相反する利益を調和しようとする。すなわち企業実体(business entity)としての協同組合は、長期に渡り存続していくために資本の充実に重きを置き、組合員にいずれは払い戻される内部資本勘定に繰り入れる額を少なくしたい。これに対し組合員は剰余金割戻しに関心を持つ。第二に、組合財産に対する組合員の権利は、市場取引がなされない点である。市場取引がなされない場合には、権利の金銭的価値が減少する。そのため価値減少分が不分割の共同積立金勘定に繰り入れられる。第三に、当期剰余金のすべてを内部資本勘定に留保したとしても、不確実な経済社会では完全に償還できるとは限らない。そこで留保する剰余金の何%かは不分割の共同積立金勘定に予め繰り入れる。共同積立金勘定に繰り入れられるべき剰余金は、内部資本勘定残高の償還を確実にするための自家保険(self-insurance)といわれる。

理事会で定められたあらゆる法人目的(corporate purposes)のために、共同積立金勘定は利用される(マサチューセッツ州法9条(d)項。同旨、アラバマ州法10-14-10条(d)項、ヴァーモント州法1090条(d)項、ニューヨーク州法92条4項、メイン州法1981条4項)。あらゆる目的のために利用しうる点は、わが各種協同組合の任意積立金である特別積立金と同じである(漁協模定例26条、農協模定例71条、事業協同組合定款参考例53条、企業組合定款参考例47条)。特別積立金は取り崩して、それを原資にして割戻しをすることができる。これに対し共同積立金勘定は組合が存続する間は、個々の組合員が分配を受けることはできない(注(37))。この意味で不分割(indivisible, undivided)といわれる。しかしここでいう「不分割」は、国際協同組合同盟の定める協同組合原則第3原則にある「不分割」資本と異なる。なぜなら解散の際、協同組合原則にいう不分割資本は組合員に分割できないのに対し、共同積立金勘定残高は下記(「二」)の通り組合員に分配可能だからである。

二 解散

協同組合が解散する場合には、模範通常定款例によると取引上の債務の弁済や内部資本勘定残高の償還がなされた後に残った財産は、共同積立金勘定に割り当てられる。その上で現在・過去の組

合員に、従事分量に基づき同勘定残高が分配される(同定款例3条3.D項参照)。なぜなら残余財産の源泉は組合の剰余金である。組合存続中組合員による patronage から剰余金は生じており、労働財産説によれば剰余金は本来すべて組合員に帰属する(第3章第1節)。しかし剰余金の一部は、個人ごとの内部資本勘定でなく共同積立金勘定で留保されていた。言い換えると過去から解散時までのすべての組合員が、共同積立金勘定の残高形成に貢献している。してみれば現在の組合員のみが、共同積立金勘定残高の分配を受ければ不公正な結果になるからである。あるいは慈善事業(charity)に、残余財産を寄付することも差し支えない⁽⁵¹⁾。

わが協同組合諸法と比べてみよう。実費手数料主義を貫徹すると理想的には剰余金は生じない。しかし事業上の不確定要因のため予期せずに、あるいは手数料を予め保守的に見積もり徴収するため剰余金が生じる。剰余金の源泉である patronage の分量によって、個々の組合員に払戻しがなされるのが本来的である。しかし長期に渡り組合が存在できるよう財務状況を健全に保つという合理的理由から、利益準備金・任意準備金勘定で組合に剰余金が内部留保される。そうすると清算に際し、準備金に相当する財産は発生源泉に応じて払い戻すことが公正であるということになる。

わが協同組合諸法では解散がなされた場合には、それに続く清算手続きについて詳細な定めがある。会社債権者の利害を害しないよう、また組合員間の利益を調整するためである。組合の債務を弁済した後の残余財産は、確かに組合員に分配されることを想定していると思われる(水協77条・中協69条・農協72条の2の2→商131条本文。生協71条対照)。しかしそれ以外の処分方法も、協同組合制度の趣旨に反しない限り、排除されないと解される⁽⁵²⁾。そうするとICA模範通常定款例が定めるように、一払込済出資・回転出資金の額に相当する財産以外について一剰余金の源泉に応じて patronage の分量に基づき現・旧組合員に分配することも許されよう。協同組合の基礎的特質である patronage allocation を、残余財産の処分の局面に拡大したと捉えることができる。更に慈善事業に対する寄付は可能か。1854年ロッヂデール規約には下記不分割積立金原則の反映であるともいうべき、解散時に残余財産は慈善団体に帰属させるという規定も見られる⁽⁵³⁾。国際協同組合同盟の定める協同組合原則第3原則では、組合が解散するとき組合員に分割できない不分割積立金(indivisible reserve fund)を認めており、不分割積立金は協同組合制度の趣旨に合致する。してみれば払込済出資・回転出資金の額に相当する財産のみを組合員に分配し、法定準備金・任意積立金を不分割積立金として組合員の持分を解散時も否定し、慈善団体にこれらに相当する財産を寄付することも許されると解する余地もある。

終わりに

以上、アメリカにおける労働者協同組合法、とりわけマサチューセッツ州法について紹介するとともに、ささやかな考察をした。マサチューセッツ州法では、わが協同組合諸法・労働者協同組合法案と比較して、定款自治に委ねられている範囲が広範である。そこでより具体的な組織設計について考察すべく、マサチューセッツ州法を起草したICAが作成した基本定款例・模範通常定款例も

視野に入れた。本稿で取り上げたマサチューセッツ州法の4つの特徴は、協同組合諸法・労働者協同組合法案が知るところも少なくない。もっとも一企業組合・農事組合法人ほかいわゆる生産協同組合を除く一既存の各種協同組合と異なり労働者協同組合の組合員は組合事業の利用者でなく、組合事業に従事する者であり、この点に起因する差異は存在する。マサチューセッツ州法一及びその影響を受けて制定された諸州の法一に関する本稿での考察結果は、以下のように総括できよう。

第一に、組合員（社員）たる地位である。労務の提供を組合に行う自然人（従業員）に組合員たる資格が限られている。自然人に限ることは企業組合法と同じであるが、法人も資格を有する労働者協同組合法案と異なる。いわゆる社会的協同組合を指向しているのか否かが、組合員資格の差異に現れている。労務の提供をせず出資のみをする出資組合員が、企業組合法・労働者協同組合法案と異なり全く認められていない。マサチューセッツ州法に定めはないが、労務提供者の一定割合以上が組合員であることを要求する同州型法もあり、この点は企業組合法・労働者協同組合法案と同じである。組合員＝従業員という一体性の原則への忠実度は、彼我で差異がある。出資組合のみである点で、企業組合法・労働者協同組合法案と同じである。組合による加入の承諾がなされたときでなく、出資の所有によって組合員たる地位を取得すると解するのが自然である。わが協同組合諸法における実務上の取扱いと同じである。労務の提供が終了すれば組合員たる地位を喪失するのは、労務提供者であることが組合員資格であるためである。企業組合法・労働者協同組合法案で出資組合員に資格変更した上で、組合員としてとどまりうるのと異なる。

第二に、管理運営への組合員参加である。とりわけ中核的位置を占める組合員総会における議決権を取り上げた。各組合員は平等の議決権すなわち1議決権のみ有するが、わが協同組合諸法・労働者協同組合法案と同じである。出資組合員は認められていないが、資金調達の一内部資本勘定協同組合は別にして一非組合員に資本出資を発行できる。patronageのない資本出資所有者が原則として議決権を有しない点で、patronageのない出資組合員にも議決権が付与されている企業組合法・労働者協同組合法案と異なる。組合員総会の議決事項として法定されているのは、基本定款・通常定款の修正（・廃止）等僅かである。わが協同組合諸法・労働者協同組合法案が、組合員総会議決事項を詳細に定めているのと対照的である。

第三に、経営成果の組合員への分配である。patronage分量や払込済出資額に基づいて割戻しがなされる点で、わが協同組合諸法・労働者協同組合法案と同じである。patronageとは、労働者協同組合をはじめとする生産協同組合では事業への従事を、それ以外の協同組合では事業の利用を意味する。下記第四点とも関連するが出資に対する割戻し（ないし利息の支払い）は、払込済出資のみならず従事分量割戻しのうち内部留保されたものについてもなされる。わが協同組合諸法・労働者協同組合法案では払込済出資のみについて割戻しがなされ、利用・従事分量割戻しを原資として内部留保された回転出資金は割戻しの対象にならないのと異なる。加えてわが協同組合諸法・労働者協同組合法案と異なり、資本団体化を回避するための利率（割戻率）制限は法定されていない。

第四に、資本構造である。内部資本勘定と共同積立金勘定という独特の資本構造について定めが

ある。このような資本構造を、わが協同組合諸法・労働者協同組合法案は知らない。加入金や追加出資が、組合員ごとに設けられる内部資本勘定に記入される。従事分量割戻しのうち、現金で支払われない部分も本勘定に留保される。①patronage allocationを源泉(の一部)とし、②一定期間内組合に留保できる点で回転出資金と共通する。返還が予定されている点で預り金的性格であり、株式会社における自己資本と異なる。内部資本勘定によって組合財産に対する各組合員の分け前は組合員たる地位から分離され、内部資本勘定で表される。当期剰余金のうち従事分量割戻し等各組合員に分配される部分以外が、共同積立金勘定に繰り入れられる。理事会で定められたあらゆる法人目的のために、共同積立金勘定は利用される。あらゆる目的のために利用しうるのは、わが各種協同組合の任意積立金である特別積立金と同じである。特別積立金は取り崩して、それを原資にして割戻しをなすことができる。これに対し共同積立金勘定は組合が存続する間は、個々の組合員が分配を受けることはできない。この意味で不分割といわれる。

【注】

- (1) 道野真弘「企業組織としての高齢者協同組合に関する一考察」大川純夫ほか編『高齢者の生活と法』（有斐閣、平成12年）193頁。なお労働法学では、労働者協同組合の組合員である従業員を労働関係諸法でどのように位置付けるのかが問題になる（野川忍「雇用社会における労働者協同組合—労働関係法制の役割と雇用政策上の機能—」協同の発見91号21頁（平成11年））。
- (2) 平成9年に第一次案が作成され（作成経過及び条文については、協同総合研究所編『労協法のすすめ—研究年報Ⅲ』（シーアンドシー出版、平成10年）に掲載されている）、第一次案改訂素案が平成12年に公表されている。もっとも立法論を展開する前提として、既存の法形式を利用して労働者協同組合を設立した場合に、如何なる不都合があるのかを明確にしておく必要がある（拙稿「日本協同組合学会シンポジウム『協同組合の促進』に関するILO新勧告案をめぐって」によせて）協同の発見116号12頁（平成14年）。同旨、角瀬保雄＝川口清史編『非営利・協同組織の経営』（ミネルヴァ書房、平成11年）〔松崎良〕238頁）。しかしこの点についてはこれまで明確にされていないと思われる。協同するのが労働であるのか、あるいは購買・販売・利用であるのかに起因する相違を除けば、労働者協同組合法案と既存の協同組合諸法とは組織設計に関しては総じて類似している。
- (3) わが各種協同組合のうち生産協同組合に分類されるものとして、企業組合のほかに農事組合法人・漁業生産法人・森林生産組合がある。このうち後三者は第1次産業のみが対象になり、企業組合と比べて組合員たる資格・事業が狭い。第2次・第3次産業の分野で活動することが多い労働者協同組合を組織設計する場合に、これらの法形式のなかでは企業組合が用いられる。労働者協同組合法制定を主張する者は、類似性を認めつつも企業組合と労働者協同組合の相違点を強調する（菅野正純「“協同労働”を通じたコミュニティ・ビジネス＝市民事業の促進を—「労働者協同組合法案第一次案・改訂素案」の基本的な考え方—」協同の発見96号38頁（平成12年））。なお企業組合について定める中小企業等協同組合の規定を、「企業組合法」と本稿ではいう。
- (4) David Ellerman, *Worker's Cooperatives: The Question of Legal Structure*, in: Robert Jackall/Henry M. Levin (eds.), *Worker Cooperatives in America* 258 (1984) .
- (5) 堀越芳昭「アメリカの協同組合法制と労協法の諸類型」協同の発見82号22頁（平成11年）、Henry Hansmann, *The Ownership of Enterprise* 86 (1996) 参照。Hansmannは、「法と経済学」の分析手法によって自身の主張を論証するために、労働者協同組合を事例として取り上げている。しかし同事例は、彼の主張を論証するためのみならず事例自身としても興味深い (Ibid., at Preface x)。本稿では彼の主張に対する直接的な検討はせず、事例として引用するにとどめる。なおドイツでも協同組合一般について、株式会社という法形式を用いて協同組合を組織設計する例が少なからず見受けられる。この点については、

拙稿「協同組合的株式会社 (genossenschaftliche Aktiengesellschaft) について」共済総合研究38号1頁(平成13年)で取り上げた。

- (6) 各労働者協同組合が定款を作成する際の参考に供すべく、ICA (Industrial Cooperative Association) Group (以下、「ICA」と略称することもある)によって模範通常定款例 (ICA Model Bylaws for a Worker Cooperative (Version III 1995) や基本定款例 (Sample Document: Articles of Incorporation for ABC, Inc., a Worker Cooperative (1995))が作成されている。模範通常定款例には、2種類の出資 (Two Classes of Shares) を発行する労働者協同組合の定款例と1種類の出資 (One Class of Shares) のみを発行する労働者協同組合のそれがあるが、特に断らない限り本稿では前者に基づいて記述する。ICAは、労働者協同組合をはじめとする民主的な従業員所有企業 (democratic worker-owned enterprise) の設立・運営に関するコンサルティング業務を行う非営利法人である。
- (7) David Ellerman/Peter Pitegoff, *The Democratic Corporation: The New Worker Cooperative Statute in Massachusetts*, 11 N.Y.U. Rev. L. & Soc. Change 453 (1983) .
- (8) デラウェア州でも労働者協同組合法が定められているが、内部資本勘定・共同積立金勘定に関する定めがなく、マサチューセッツ州型法とは異なる。
- (9) cf. *The ICA Group, The Massachusetts Law for Worker Cooperatives: MGL Chapter 157A 2* (1983) .
- (10) Frank T. Adams/Gary B. Hansen, *Putting Democracy to Work: A Practical Guide for Starting and Managing Worker-Owned Businesses* 127 (Rev. ed. 1992) 、菅野正純「NPO法と協同組合法」協同組合研究17巻2号16頁(平成9年)参照。モンドラゴン協同組合については、わが国でも多くの研究がなされている。しかし企業法の観点から研究したものは、私の知る限りでは存在しない。
- (11) アメリカでは1人1議決権ではなく、patronage分量(出荷量)に基づいて議決権を配分する農業協同組合も少なくない(堀越芳昭『アメリカにおける協同組合原則論の展開—1945年以前の諸説を中心に—』(全国農業協同組合中央会=協同組合図書資料センター、平成9年)32-38頁)。また農業金融機関(協同組合)では、組合事業の利用分量に基づき議決権のある出資証券を利用者が所有するように義務付けられている(神田秀樹「アメリカの農業金融機関の自己資本」青竹正一ほか編『現代企業と法—企業組織・取引・有価証券—』(名古屋大学出版会、平成3年)265頁)。してみれば立法論として、労働者協同組合で議決権を配分するに際して、形式的な頭数割ではなく労働を中心に据えて patronage分量(従事分量)を基準として採用できないのであろうか。そうすれば組合員資格・剰余金割戻しのみならず、議決権配分の基準も労働に据えることができよう。
- (12) cf. Ellerman, *supra* note (4) , at 260-261.
- (13) ここで「share」とは、「社員ないし出資者」たる地位を意味する。「株式」あるいは「持分」とshareは一般に邦訳される。株式会社でないので、「株式」の訳語を当てることは不適切である。他方「持分」であれば、例えば「share issued . . . (マサチューセッツ州法2条)」を「. . . 発行された持分」と訳さざるをえなくなるが、わが法では馴染みのない用語法であり、やはり適切でないと思われる。そこで本稿では敢えて「出資」と訳した。なぜなら例えば協同組織金融機関の優先出資に関する法律(優先出資法)では、優先出資に関してであるが出資者たる地位を意味する語として「(優先)出資」が用いられている。また資産の流動化に関する法律でも、「(優先)出資」が社員たる地位を意味する語として用いられているからである。それゆえ本稿では「出資」とは、例えば「出資の払込み」という場合における払い込まれる金銭という意味での「出資」のみを意味するのではない。
- (14) 労務提供者であることを資格として要求すれば、その前提として自然人であることは当然のことである。そうすると敢えて「自然人」を独立の資格として掲げる必要はないとも考えられる。ここでは既存の各種協同組合における組合員たる資格と対比する意味もあり、「自然人」を敢えて独立の要件として取り上げた。
- (15) 菅野・前掲注(3)37頁、協同総合研究所・労協法小プロジェクト「協同労働に基づく市民事業の協同組合 労働者協同組合法案の骨子(素案)」協同の発見100号42頁(平成12年)参照。
- (16) *The ICA Group, Annotations to the Model Bylaws D-5* (1995) .

- (17) William Foote Whyte/Kathleen King Whyte, *Making Mondragon: The Growth and Dynamics of the Worker Cooperative Complex* 70, 278 (2nd ed., rev. 1991). 本書初版の邦訳である、ウィリアム・ホワイト＝キャサリン・ホワイト (佐藤誠ほか訳) 『モンドラゴンの創造と展開—スペインの協同組合コミュニティー—』 (日本経済評論社、平成3年) 86頁、331頁。モンドラゴン協同組合では、その後非組合員たる従業員が許容される比率が緩和されているようである (石塚秀雄＝坂根利幸監修 『共生社会と協同労働—スペイン非営利協同の実験—』 (同時代社、平成12年) 82頁 [二上護]、石塚秀雄「モンドラゴン最新事情」協同の発見105号16頁 (平成13年) 参照)。
- (18) 邦訳は、日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—』 (日本経済評論社、平成12年) 16頁による。
- (19) Lewis D. Solomon/Melissa B. Kirgis, *Business Cooperatives: A Primer*, 6 *DePaul Bus. L. J.* 242 (1994).
- (20) 澤村康『協同組合論』 (日本学術振興会、昭和29年) 11-12頁参照。
- (21) 行政庁又は中央会が作成した模範定款例を、本稿では「〇〇模範例」と略称することもある。
- (22) Ellerman, *supra note* (4), at 269.
- (23) The ICA Group, *supra note* (16), at D-5.
- (24) 福田繁監修『生協法読本』 (コープ出版、2訂版、平成13年) 85頁。
- (25) Richard Feldman, *An Illustrated Guide to the Internal Capital Account System for Worker-Owned Cooperatives: Concepts, Mechanics, and Taxation* 13 (1988); The ICA Group, *supra note* (16), at D-17.
- (26) 全国協同出版編集部編『精選農協実務相談集』 (同出版、昭和52年) 160頁。
- (27) Ellerman, *supra note* (4), at 260-261.
- (28) 剰余金の割戻しを受ける権利を、従事分量に基づき割戻しを受ける権利と設計すれば (第3章)、「労働」に完全に帰せられる権利と特徴付けられる。これに対し議決権は、組合員出資に1つつ帯有 (帰属) するものと設計されているため (「二」)、形式的には出資と結びついている。もっとも労務の提供を終了すれば、組合員たる資格を喪失し組合員出資の取消し・償還がなされるのが一般的であるため (第2章第2節)、実質的には議決権は「労働」に結びつけられているともいえる。
- (29) Ellerman/Pitegoff, *supra note* (7), at 460-461.
- (30) Solomon/Kirgis, *supra note* (19), at 244.
- (31) Ellerman, *supra note* (4), at 261; Ellerman/Pitegoff, *supra note* (7), at 459-460.
- (32) Lothar Vollmer, *Die kapitalistische Genossenschaft*, 1995, S.8-9.
- (33) Solomon/Kirgis, *supra note* (19), at 247.
- (34) 出資割戻しを実際には利息の支払いであると考えれば (村橋時郎『協同組合法の研究』 (酒井書店、昭和41年) 368-369頁)、割戻額は資金利用のための機会原価 (opportunity cost) と解しうる。
- (35) アメリカでは組合員と組合事業との関わり方が利用あるいは従事であるのかにかかわらず、これらの分量に基づく割戻しは *patronage allocations* (*dividends*) と総称される。内国歳入法 (*Internal Revenue Code*) に由来する。具体的には *US Code Title 26 Subtitle A Chapter 1 Subchapter T (Cooperatives and their Patrons)* 1381条-1388条に税法上の恩典について定められている。
- (36) Ellerman, *supra note* (4), at 266-267; Ellerman/Pitegoff, *supra note* (7), at 461-463.
- (37) 内部資本勘定協同組合では、当期損益が未処分ないし未処理のまま次期に繰り越されることはない。共同積立金勘定は、組合存続中個人には分配されない (マサチューセッツ州法10条 (b) 項。同旨、アラバマ州法10-14-11条 (b) 項、ヴァーモント州法1091条 (b) 項、ニューヨーク州法93条2項、メイン州法1982条2項参照)。それゆえ共同積立金勘定への繰入れ・組合員への剰余金割戻しに際し、わが協同組合諸法におけるのと異なり繰越剰余金 (繰越損失金) を想定する必要はないと考えられる。厳密にいうと剰余金の発生源が組合員との取引、非組合員との取引、あるいはそれ以外の副次的な取引であるのかによって、その処分は異なるがここでは詳述しない (模範通常定款例3条2.B項-2.D項参照)。
- (38) Solomon/Kirgis, *supra note* (19), at 258.これに対し賃金は、労働の種類によって異なるのが通常である。例えばモンドラゴン協同組合では、組合員の最低賃金と最高賃金との間の格差は1対6を超えてはなら

- ない (Greg MacLeod, *From Mondragon to America: Experiments in Community Economic Development* 41-42 (1997)). 同書の邦訳であるグレッグ・マクラウド (中川雄一郎訳) 『協同組合企業とコミュニティーモンドラゴンから世界へ』 (日本経済評論社、平成12年) 50頁も参照。
- (39) Ellerman/Pitegoff, *supra* note (7), at 456; Peter Pitegoff, *Taxation of Worker Cooperatives, II -4 Employee Ownership* 5 (1982).
- (40) cf. Ellerman/Pitegoff, *supra* note (7), at 457.
- (41) Whyte/Whyte, *supra* note (17), at 278、ウィリアム・ホワイト=キャサリン・ホワイト・前掲注 (17) 331頁。
- (42) Ellerman, *supra* note (4), at 270; Ellerman/Pitegoff, *supra* note (7), at 445, 447; Solomon/Kirgis, *supra* note (19), at 263.
- (43) なお Hansmann は、本文で述べた理由による資本団体への変貌に疑問を唱え、組織としての従業員所有企業の非効率性にその理由を求めている (Hansmann, *supra* note (5), at 83)。
- (44) 全国農業協同組合中央会編『JA教科書 新版・農業協同組合法』 (家の光協会、第3版、平成14年) 51頁参照。
- (45) Feldman, *supra* note (25), at 13.
- (46) 脱退を通じた組合員による執行部の監督機能として捉えることも可能であるが、同機能は必ずしも十分に発揮されないと思われる (拙稿「協同組合における外部監査の研究 (要約)」神戸外大論叢51巻2号83-84頁 (平成12年))。
- (47) 但し脱退組合員の持分が組合に没収されており、必ずしも肯定できない。組合員の財産的利益の保護と組合の財務状況の健全化をどのようにして調和させるのかは、困難な問題である (上柳克郎『協同組合法』 (有斐閣、昭和35年) 92頁注 (4) 参照)。
- (48) Solomon/Kirgis, *supra* note (19), at 261.
- (49) Adams, *supra* note (10), at 93, Feldman, *supra* note (25), at 6, 18, MacLeod, *supra* note (38), at 31, マクラウド・前掲注 (38) 35頁。
- (50) cf. Ellerman/Pitegoff, *supra* note (7), at 447; Feldman, *supra* note (25), at 18.
- (51) Feldman, *supra* note (25), at 16.
- (52) 全中編・前掲注 (44) 312頁参照。
- (53) 堀越芳昭「協同組合原則と資本形成の原則—その総括と一つの提案—」白石正彦監修『新原則時代の協同組合—持続的改革に向けて—』 (家の光協会、平成8年) 52頁。

* 本稿は、平成14年度科学研究費補助金 (「協同組合から資本会社への組織変更に関する比較法的考察」課題番号 14720030) に基づく研究成果の一部である。